

代表者 両府の各一平外六名 会社ニ出頭シ多
治總務ニ合見シタルモ 代表者中 志志の之を
ニシテ不統ナル者 決テナシ 以テ 全總務ハ斯ル
統ニテ又志志ニテハ 或決テ解任スルハ 然リスト 然レハ
合見ニテ 訂切レリ 代表者ヲ 集合會州ニ 導リ 執業
ニテ 午前十時半 再々 總務ト合見シテ 解雇者ノ各
者ハ 二百員 分 支給セラルトシテ 主張ニシタル 社ニ多
治總務ハ 斯ルモ 大ノ 要求リ 社長ニ 報告スル 然ハ
スレバ 件々 若シ 会社任志ノ 増額ニ 應ズルナラバ
責任ヲ 以テ 社長ニ 成決テ 裁ムヘシト 答ヘ 聊
工價ニ 三割 減也 又 遂ニ 行 決スル 由 ナカリキ
款帳ニ 屬スル 職工約 三十五名ハ 五ノ 品川町 高平川
下ニ 遊方ニ 集合シ 協議ノ 結果 品川町 高平川 代

表者 天の五才者 外三名 会社ニ 出頭シ 多治總
務ニ 合見シ 在 記ヲ 取テ 亦ヘテ 辭去セリ
ハ 十四名ノ 復職ヲ 希望ス (十の 名ヲ 会社カ 三十一
年ヲ 以テ 十午 前ハ 訂切ニ 届出 十午 時ハ 除名 ストノ 通
告ニ 社ニ 自來ノ 手續ヲ 以テ サバリセ 故ヲ 以テ 解雇サレ
タル者) 若 復職ヲ 容レラレシテ 解雇トナル 場合ハ
本 會 一 年 間 全 額 支 給 セ ラレ タリ
(イ) 巨 隆 降 給 者 三 名 生 活 困 窮 ナル 者 二 社 レラ
ハ 本 會 優 遇 方 針ヲ 遵 守セ ラレ タリ
(ロ) 就 業 上 困 窮 者 三 名 自 分 才 力 何
カ 三 名 出 勤 スル 事 勿 論 ナリ
以上ニ 社ニ 多 治 總 務 長 下 取 決 上 品 川 町 高 平 川 下
會 スル 事 也